

教育委員会 平成20年度10月定例会会議録

平成20年10月8日（水）鎌倉市役所 全員協議会室

9：30開会、10：40閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、梅津委員、宮崎委員、熊代教育長

（会議経過）

藤原委員長 定足数に達したので、委員会は成立した。これより10月定例会を開会する。本日の会議録署名委員を仲村委員に願います。

日程に入る前に、9月25日の市議会本会議で、梅津委員の後任に林委員が任命され、また、熊代委員が、教育委員として再任されることの同意を得られたことをお知らせする。

このことにより林委員の任期は、平成20年10月5日から平成24年10月4日まで、熊代委員の任期は平成20年10月14日から平成24年10月13日までとなる。林委員から挨拶をお願いします。

林委員 ただいまご紹介いただいた林です。まだまだ未熟で勉強中ですので、いろいろな形でご指導いただきたいと思っています。子どもが市内に2人、下の子が小学生で上の子が中学生ということもあり、保護者の立場でこの教育委員を務めていきたいと考えています。ご指導の方、よろしくお願いします。

熊代教育長 前任者の期間を入れると4期目ということになる。8年8ヶ月が、この10月13日で終わる。10月14日から次の教育委員として再度皆さんと一緒にやっというところだと思っている。教育界は非常に厳しい段階であるが、皆さんと共々力を合わせて、この難局を乗り越えたいと思う。どうぞよろしくお願いします。

<日程第1 報告事項>

藤原委員長 日程第1 報告事項に入る。

1 部長報告

教育総務部長 市議会9月定例会について報告する。市議会9月定例会は9月3日から9月25日まで、23日間の会期で行われた。一般質問は9月3日から5日まで、11名の議員が質問を行った。教育総務部関連の質問としては、共産党鎌倉市議団の吉岡議員から「食育について」、民主党鎌倉市議会議員団の渡邊議員から「教師の多忙化の原因について」、「学校の組織運営のあり方について」、「少人数学級導入の効果について」の質問があ

った。また、鎌倉民主の会の久坂議員から「小中一貫教育について」、「コミュニティスクールについて」、神奈川ネットワーク運動鎌倉の三輪議員から「特別支援学級の環境整備について」、同じく神奈川ネットワーク運動鎌倉の石川議員から「学校給食について」、「熱中症対策について」、「防災訓練について」、「電磁波問題について」などの質問があった。文教常任委員会は9月8日に開かれた。この委員会では、「かまくら教育プランの取組状況」、「教育委員会事務の管理及び執行の点検評価の実施状況について」、「第二中学校改築計画」、文部科学省が平成19年度に行った「いじめの状況調査」の結果の以上の4点について報告した。

教育総務部関連の平成19年度の決算審査特別委員会は9月18日に開催された。ここでは、教員の福利厚生や教員の大量退職に伴う人材の確保、学校で使用するコピー機の契約内容、教育相談事業の内容等についての質問があった。

生涯学習部長 平成20年市議会9月定例会の生涯学習関連の報告をする。一般質問は民主党鎌倉市議団の渡邊議員から9月4日にあった。「中学校の部活動とスポーツ課の関係について」の質問があった。部活動が教育課程に位置づけられたことから、今後学校からの要請があれば、指導者の紹介など部活動の協力をしていきたいと答弁している。また、スポーツ施設整備の進捗状況についてということで、総合グラウンド、総合体育館の整備についての意見交換を関係団体と行った。施設整備に向けた第一歩として、平成19年度にスポーツ施設建設資金条例を制定して、平成20年度は1億円を積み立てたと報告している。文教常任委員会では、9月8日付けで1件陳情があった。北条時政の居宅があったという北条氏の名越亭跡の推定地であるが、そこと釈迦堂口周辺山林を一体として保全することを求め、行政による遺跡発掘調査と厳正な情報公開を求めるという陳情があった。その陳情の質疑のやり取りの中では、文化財保護法地で文化財保護法違反があったが、その状況を教えてほしい。また材木座の発掘調査では、貴重な遺構が出たということだが、その調査内容について、どう検討してきているのか。そのような質問が松中議員からあった。また、日本共産党鎌倉市議会議員団の小田嶋議員からは、この北条氏名越亭跡の場所については買い上げがされるのかという質問があった。史跡の指定となれば、買い上げを国と協議していくという答弁をしている。また、鎌倉同志会の前川議員からは、今発掘している出土物にはどのようなものがあるかという質問や、民主党鎌倉市議会議員団の渡邊議員からは、今小路西遺跡の発掘はどのようにして記録保存という判断をしたのかと、この趣旨は貴重な遺跡であれば、どのような保存方法が最適かということを十分検討するべきではないかという趣旨を踏まえてのことだと思うが、事業者の協力を仰ぎながらも最終的には記録保存となっているという答弁をしている。

また、9月16日から始まった決算特別委員会では、生涯学習部関連も9月18日にあり、特に野村総合研究所跡地の博物館の建設計画についていくつか質問がされた。複合博物館建設に向けての進捗状況についての質問があった。また、全般的な質問であったが、民主党鎌倉市議会議員団の岡田議員の方から、コピー機の使用状況が買取りかレンタルなのかという質問があった。その他の質問としては、公明党鎌倉市議会議員団の藤田議員から社会教育施設として、吉屋信子記念館や明月荘についての質問があった。また民主党鎌倉市議会議員団の早稻田議員からも生涯学習施設としての鎌倉生涯学習センターに

についての質問等があった。また、神奈川ネットワーク運動・鎌倉の三輪議員からも青少年会館の利用状況等についての質問があった。

2 課長等報告

(1) 青少年行政の機構の見直しに関する庁内プロジェクトの検討結果について

青少年課長 青少年行政の機構の見直しについて、教育委員会と市長部局の関連7課により設置した青少年プラン等庁内検討委員会において、第1回の平成19年11月30日から第7回の平成20年8月21日まで、約10か月にわたって検討した結果、一定の結論に至ったので、報告するものである。

1点目の機構見直しの趣旨についてだが、核家族化や少子化の進展、地域関係の希薄化などにより、子育てや子どもを取り巻く環境が大きく変わる中で、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが重要になっている。これまで鎌倉市では、こども部が「子育て支援」を中心に、青少年課が「青少年育成」と「生涯学習（青少年教育）」を中心にそれぞれ事業を展開してきたが、これからは「子育て支援から青少年の健全育成」まで、子どもの成長過程に応じた総合的な施策を一貫した体制で行うことが求められており、こども部に青少年課を位置づけることを検討したものである。2点目の機構見直しの内容についてだが、青少年課が所管している青少年会館を含めた現在の業務をそのまま「こども部」に移管し、こどもみらい課の「育成担当」を青少年課に戻すこととする。また、現在、玉縄青少年会館内に配置されている青少年課は本庁に戻すこととする。なお、教育センターが窓口となっている「青少年相談」については、現在の体制で十分に機能していることや効率性の面から判断して、教育センター、こども相談課の両課による強い連携と課題の共有化のもとに、これからも現在の体制で対応していくこととした。3点目の機構見直しの効果についてだが、青少年課をこども部に位置づけることで、「乳幼児から青少年までの一貫した支援体制」が構築でき、青少年の健全育成に向けてより総合的な調整機能が発揮できるなど様々なメリットがある反面、教育委員会や学校との連携、協力がとりにくくなることが懸念されるとしている。

最後にその他として、教育委員会の所管事務である「青少年教育」に関連して、青少年会館の位置づけによっては、教育委員会から市長への事務委任や補助執行の問題もあり、今後更に検討が必要であるとしている。また、平成21年度以降の課題として、教育センターが所掌している「社会環境実態調査」などの事務の取り扱いが残されているとしている。

以上が青少年プラン等庁内検討委員会が出された結論の内容である。

なお、今後のスケジュールだが、庁内検討委員会では平成21年度以降の課題としていた教育センターの「社会環境実態調査」などの事務の取扱いについて、教育委員会内部で更に協議調整した上で、教育委員会としての青少年行政の機構の見直し案をまとめ、次回の教育委員会議にご提案し、了承が得られれば市長に対して機構見直しの協議を申し入れたいと考えている。

報告事項に対する質問・意見等

仲村委員 別件になるが、一応聞いておきたいことがある。事故米が給食にも使われたということがあるが、鎌倉市ではどうなのか。

学務課長 今ご質問のあった事故米、学校給食との関係だが、9月22日頃から新聞報道等されていて、その中で学務課でも納入先等に確認をしている。その結果を申し上げますと、今新聞報道等で報告されている事故米だとか関連する製品、あるいは今原材料まで取りざたされているが、そういった物については、本市においては使用していないという確認をしたところである。

(青少年課の機構の見直しについて)

宮崎委員 11月の定例会に行革推進本部による検討を踏まえた最終的な原案を示すということだが、最終的には私どもで諮って、そしてその後どういう形になるのかということを知りたい。何か文章のようなものをまとめて、なおかつ、機構を改革するということになるのか。

青少年課長 まず、12月の議会で事務分掌条例の上程を必要とするため、こども部の中にこの青少年行政についての事務分掌を入れることになる。その結果が、そのとおりになるわけであるが、その前に市長部局と教育委員会との間で協議をしていくことになる。協議した内容についてまとめたものを協議事項ということで確認をすることになると思う。

宮崎委員 この機構を改革する背景の問題として、学校教育を中心として子どもたちをどのように育てていくかという青少年行政という大きなテーマがある。機構改革をこういう形で直しますということを打ち出すと同時に、そうしたトータルな青少年行政についての鎌倉市としての考え方というか、そのあたりは当然ビジョンが反映されていかなければならないと思う。いわば、そういったものの文書。いうならば青少年行政、これからどう取り組むかという宣言のようなものを、このプロジェクトが完成する時点で出すつもりがあるのかどうかを聞きたい。

青少年課長 私どもとしては、来年度に青少年健全育成プランという形で、今、青少年の育成に対する総合的なビジョンを含めた計画を策定する考えでいる。

宮崎委員 そのこともイメージしながら尋ねたのだが、その中で青少年のトータルなプランというのは、打ち出していくという姿勢であるということが分かった。したがって今度の場合は、中間報告がこういったことで文面として出てきたということなのだろうが、最終的な時点では、答えを出し、機構を改編すればそれで終わりにするというものか。

青少年課長 スケジュール的にいうと、この青少年プランの庁内の検討委員会の報告を踏まえて、行革推進本部の機構改革委員会で、これを踏まえて検討した上で、今年度中に機構改革の見直しを行い、来年度4月からは新しい体制で動き始める予定である。来年4月からは、青少年課はこども部に移動し、移動した後には青少年健全育成プランというものを策定していくという手順で考えている。

宮崎委員 機構改編に当たってはこういった宣言文といったものは作らないということのようである。それはそれで構わないと思う。この中間報告の書き出しの文案を読む限りは、この機構改革の趣旨というのは、学校教育を主として担当する教育委員会と、こども部を設けている市長部局との二つにまたがっている行政の仕事を、どのように整理をしながら、より中身の濃い効率の高いものにするかという、そういう機構改革を目指しているということがよく分かる。そして、その重点的に考えなければいけないという場合の課題が、ここの書き出しのところに書いてあるとおり、子どもを取り巻く環境が非常に構造的な問題を強めている。そこが背景になっているということがよく分かる。検討されている皆さんの認識の中にはあるはずではあるけれども、この構造的な問題と同時に子どもを取り巻く状況の病理的な問題が一方にはある。当然のことである。実はその行政の機構をどのように合理化するのかという、そのレベルでの問題・課題を踏まえて、このテーマの結論を出すということは、やや方向が間違っているか、偏ったものになる危険性があるだろうと思う。つまり、病理に対してどのようにこれから行政を対応させていくかという、そこの視点が基本だと私は思う。それは検討委員の皆さんの頭の中には当然あると思うが、この書き出しの機構改革の趣旨というべきものを読むと、そこの病理現象を踏まえて機構改革を行う。どうそこに対応するかという視点で機構を改革するという、その意思が少なくとも文案から読む限りは伝わってこない気がする。この中間報告の文案は、それはそれでコンパクトに対応しようということでしょうから、これはこれで良いとして、これから最後の仕上げをするときに、そこの病理に対してどのように機構を改編していくのが一番正しいのか。しかも現状で正しくなければいけないし、時事刻々病状がある意味変わっていくであろうし、構造的な問題も予測できないほどのスピードで変化していくだろうと思うので、そこはきちんと順を追って改編していくという基本的な認識も持っておかなければいけないし、そういう視点が最後のまとめのところで必須のことであろうと感じる。皆さんの意識の中にこれは十分にあることだと思う。そこのところを確認の意味で申し上げた。しっかり踏まえて、最後の結論を出していただきたい。しかし、かなり固まっているというような話であったので、そういったところがどこまで反映されるか分からないが、そこを踏まえるのと踏まえないのでは機構をどのように整理統合するか改編するかという最後の段階で、答えが違ってくるのではないかと。いろんな知恵が結集されたものとして、より完成度の高いものになるよう、ご努力をお願いしたいと思うわけである。

そのことに関連で、私のこの青少年行政についての問題認識を申し上げる。今回は機構をどうするかということで、極めて直接的でリアルな課題に取り組んでおられるわけで、きっといいアイデアが出されるものと思う。その機構改革の前提が先ほど申し上げたが、教育委員会と市長部局で上手く連携しながら青少年の育成を図る。それから、

学校教育を核にしながら、それ以外の青少年の育成策を市長部局で補いつつ、まとめていくというその視点、トータルとして教育委員会であろうが市長部局であろうが、青少年の育成をどのようにやるのかというビジョンがとても大切だと思う。先ほどの説明にもあったように、教育センターがこの問題に対してどのように今の仕事を充実させていくか、平成21年度の課題でもあるというお話を聞いたが、まさしく教育センターの仕事というの、青少年の育成をどうするか。今青少年センターの仕事というのは、ある意味非常に守備範囲が広くて、しかも市長部局の仕事とも多分に重複する部分あり、それからやや抽象的なあまりにも全体的な問題をカバーするというようなセクションであろうかと思うが、それがために焦点が絞れないという面があるのではないかと思う。まず相談業務があり、指導するという面もあり、今でも様々な視野を持って教育センターの業務の充実にあたっておられると思う。子どもを取り巻く環境、幼少期・青少年期・青年期も教育センターの仕事の対象として含まれるのだろうが、その年齢的にも非常に幅広い子どもたちを対象にして、具体的に何をやるのか。幼少児童生徒を含む青少年の育成をどういう方法でやったらいいのかということ、さまざまアイデアを絞っていかなくてはならないと思っている。それは表すれば、創造的な仕事といえるかもしれない。指導があり相談業務があり、もう一つ、今もなされているのだろうけれども、前面に押し出したい仕事として、私はその創造的な仕事を挙げたい。幼児・児童・生徒そして青年。それを縦に貫くコミュニティー、その中で小さい子どもが学んでいくことが非常に大きい。それが社会的なコミュニティーを考えたときの大切な点であろうと思う。現状でも様々な試みがなされているかもしれないが、そのところを更にクローズアップして、そういう切り口で教育センターが新たな取組をしていくということが一つ大切なのではないかと感じている。そのことは教育センターに限らないわけで、教育委員会全体としての取組でもあるべきであるし、市長部局挙げての取組でなければならないだろうと思う。そういう創造的な青少年の育成の対策をどのように行うのかということも含めたトータルな青少年育成のビジョンが無ければならないと思う。現状はあるのだけれど、様々な構造的な問題ができていくし、病理状況が出てきているし、この中でこのビジョンはこの時点でどのように将来展望を持ったものとしてあるべきなのかという検討をしなければならないと思う。繰り返しになるが、そういったことがベースになって始めてその機構改革というようなことになる。なので、どの部分を市長部局が持っていく、どの部分を逆に市長部局から教育委員会が担うことになるのか。そして、あるいは相方が協力、分担し合いながら仕事を進めていくのかということになるかと思う。ビジョンがはっきりすれば自ずからその分担の仕方というのは答えが見えてくるのではないかと思う。一生懸命、現状で合理的な仕事の分担方法を、機構改革をどうするかという点だけのことから検討していても、将来展望を含めた答えに必ずしもならないのではないかと危ぐをしている。そのようなことを踏まえて最後の結論を出してほしいと思う。

仲村委員 青少年というのは、どのくらいの年齢を想定しているのか。

青少年課長 国の方に青少年健全育成大綱というものがあって、そこには概ね30才未満

の者を青少年としている。

仲村委員 鎌倉は中学校までしかなく、高校は県立である。要するに中学を卒業して以降の健全育成というのは、行政としてどういう関与の仕方があるのか。

青少年課長 現実的にはなかなか関与というのはできない状況にあるのが、これから中・高生の問題について関与していかなくてはならないと考えている。先ほど出ていた引きこもりの問題やフリーターやニートの問題など社会的な現象なども出ているので、そういったことについても広く取り組む形で、これから青少年健全育成プランというものを作っていく際には考えていきたいと思う。

仲村委員 30歳までだと、中学校までの管轄だからそこまでは手を打つが、それを越して今はひきこもりも増えていて、30代以上のひきこもりも3分の1もあるとか、ビジョンとしてはそこにも手を出すのだろうか。

要するに、理念はこうで、何もしなければ形だけあっても意味が無いわけである。本当にそこにも手を出すビジョンを持っていくのかどうかということを知りたい。

青少年課長 来年度、青少年健全育成プランというものを作っていくということを報告したが、青少年総合意識調査というものを行い、一応その想定の中では、中学生から25歳ぐらいまでを青少年の育成をどうするかということで考えていきたいと思っている。

仲村委員 その場合に、実現性という意味で、実際にそれをやるというものを作っていただきたいと思う。こんな立派なものがありますよと、作りっぱなしでは意味がない。是非実現性のあるものを作っていただきたいと思う。

生涯学習部長 中学校まで、それからあと高校以上30歳までということで政府の大綱でやっている。民法では、20歳で大人になる。県青少年健全育成条例では18歳まで、児童福祉法では18歳までが青少年である。いろいろ法律によって違っているのだが、いずれにしても15歳以上の者は、一地方公共団体の施策の対象としてとらえるのはなかなか難しいものと思っている。前回の教育委員会でお伝えしたように、今25歳までの青少年が対象としてのアンケートをしている。その中でいろいろご意見をいただいて修正をした。その中で青少年を取り巻く、また青少年そのものの病理現象によるものも少しは浮き彫りになってくるとは思う。今後、作っていく青少年健全育成プランの基礎資料として生かしていく中で、青少年健全育成プランは、およそ25歳から30歳までを展望した青少年を含めたプランとなるが、そうした問題、課題を明らかにしていく中で、一地方自治体、市町の行政でできることと、国のレベルや県のレベルで対応していかなければならないということもあると思う。当然年齢が高くなっていけば、薬物の乱用や有害図書の販売、インターネットの災禍。そういったものはやはり、青少年健全育成プランの中で、そういった現状は鎌倉市内でもどのようにあるかということを中心に描きつつ、地方公共団体・県・国との連携などを模索して明らかにしていって、その

プランの中に具体化していきたいと思っている。

林委員 デメリットのところ、他市の例からすると、教育委員会との関係が薄くなるということで、教育委員会や学校との連携、協力がとりにくくなるのが懸念されるとあるが、どのようなところが懸念されるのか、もう少し具体的に分かりやすく説明してください。

青少年課長 他市の状況を聞いた中で、そうしたことがあり、他市の行政の方で実際に感じられていることである。私としても一般論的にそういったことがあるのではないかと。もちろん青少年行政でも、いろいろと学校関係、教育委員会関係と連携をとっていかなければならないと思っているので、一般論として書かせていただいた。

仲村委員 当然のことだと思う。要約してしまうとここで論じ合えなくなる。

熊代教育長 まだ、具体的にはそういう例は把握していないということである。できれば、他市とはどこか分からないが、その内容を例えばどういうものか調べて、何かの機会に話していただくということでよいのではないかと思います。まだ具体的にはつかんでいないということだ。

青少年課長 他市の事例、そこまで具体的には、つかんでいない。

林委員 他市の例と書くのであれば、どこの例を確認するのか、調べるのかを含めて報告していただくのが筋ではないかと思うが、いかがか。

青少年課長 ご指摘のとおり、調査の後ご報告する。

林委員 これは意見ですが「教育のデメリットになることが懸念される」ということとして終わるのではなくて、それに対して対策も含めて書いた方が、より理解が深まるのではないかと思う。比較する対象と、現状と、それに対して鎌倉市はこういうことができるのではないかということも含めて提案していただきたい。

教育総務部長 青少年行政、特に青少年課を市長部局に移すという、一言でいうと、青少年相談の窓口等も含めて教育相談、青少年相談と教育相談、その辺の仕切りというのは明確ではない。実際には一人の子どもが青少年問題ということで相談、また教育問題も相談するということもありうるわけである。そうした中で他市の状況は、教育相談部分も含めて全部市長部局に持って行ってしまうこともあり、一言で青少年教育、青少年健全育成の部分にも市長部局に持っていくといっても、その内容は各市まちまちである。本市の場合は、その辺の連携をしっかりとっていこうということで、基本的には青少年相談、それから教育相談、この窓口は一本化して教育委員会に残していこうということである。青少年問題でということと相談に来て、学校の指導主事等を含めて協議がで

きる。そういった場を改めて作っていこうということである。今現在は教育委員会の組織の中にあり、その辺の連携は自然にまた自動的にとれているわけであるが、それが市長部局にいくということになると、そういったことの連携が希薄になるという恐れもある。その希薄になるという可能性があるということに対して、どういった横の連携組織を作っていくかということは今、検討しているところである。

熊代教育長 こういう中に具体的に市の名前を取り上げるということは良くない。ただ、例として説明するときには例えば横浜市とか藤沢市と挙げるのはいいが、この中に藤沢市ではとか、茅ヶ崎市とか取り上げるのは適当ではないと思う。そのあたりを考慮してもらいたい。

生涯学習部長 「この他市の例からすると」という書き出しは、他市が機構改革をどういうふうに行ったのかということ、他市の例を色々聞いている。「そうした中から連携が希薄になるということもある」ということが情報として来ている。一つの課題としてプロジェクトをまとめる時の課題の提案として、他市の例からすると、組織が二つに分かれた場合には、その関係性をきちんと用いにくくなるという縦割り行政の例だから、その辺も気をつけなければならないという意味の表現であって、これ以上のものが出るということはない。ただご指摘のように、ではそうしたものは今後どうするのかということ、これから行革本部会議の部会検討会の中で、組織が2つに分かれた部分については、連携協調をどうとっていくかということについては、今後将来、例えば職員を併任させようとか、兼任させて連携をとろうとか、市長部局と教育委員会と連絡会というのを作ってその塀を排除していこうかと、そういった検討というのは、部会の基本的な方針が固まった後に、より具体的な課題の解決のために私たちがやっていかなければならないことだと思っている。

宮崎委員 今の議論について他市の例というのは、情報としてこのような機構改革がなされて、現状は市長部局に持っていくというのが、こういう内容のもので、こういう部名と課名になっているということ。そういう情報というのは、やはり参考にしたい部分なので皆さんも今のお話のように収集されたのは当然のことだと思う。私どもにもそれは事実として報告していただければそれでよいと思っている。是非そうしていただきたい。参考になるだろう。ただ、どうも他市でどうのこうのということは、そんなに気にすることはなくとも思う。それは鎌倉の事情があるということが一つあるし、あるいは鎌倉なりの独自の判断があっていいわけだし、他市でどうだこうだということはあまり過剰に心配する必要は全くないと思う。もう一点は、機構を改編して特に教育委員会と市長部局との間でのやり取りになるわけだから、やったほうの業務が薄くなるのは当たり前で、それをトータルとしてみれば、薄くなったというような評価には決してならないわけだと私は思う。その辺は堂々とやればよい。トータルとしてどちらが効果的なのかという視点が一番大切だと思う。

鎌倉は鎌倉の判断で行政を進めていくということが基本だとしても、広域的に青少年の育成という問題を考えたほうが良いというテーマも結構あると思う。そういったこと

で協力していかなければならないし、更に唐突であるが申し上げると、市の条例で独自の考えでこういう育成をしていきたいということになれば、条例を設けてでもやらなければいけない。そのことによって、効果的に推進できるということであれば、条例を作るということも私はありだろうと思う。その場合に広域的なプロジェクトを条例との関連でどう考えるかという話になる。極めて新しい地方行政のテーマのようなものの中から出てくるかもしれない。それは例えば湘南地域だけで特殊なテーマがあって、湘南地域に限って条例を設けてやるという、そうしたことはどういうことになるのかという問題かと思う。県条例でやっても良いだろうが、県条例でやるほどの全体性が無くて、湘南地域の非常に特殊な地域性の問題だということがある場合に、県条例でカバーするのか、いくつかの関係の市でそれぞれの共通性がある条例を設けるのかというような、そんなことになるのかという、かなり夢想的な話ではあるが、そんなことをちらっとこのテーマでは考えたりする。要するに条例を設けてでも青少年の育成は鎌倉として取り組む。湘南地域として連携して取り組んでいこうということは必要だと思う。従って、他市との関係で言えば、情報を集めるということは、機構改革についてはどうだという情報はファクトとして集めなくてはならないが、実際に行政で行うに当たりそういう点では協力というのは欠かせない。そういうことであろうと思う。

それからもう一点、視点を変えてうかがいたい。今度の機構改革は行政改革の絡みがあるわけだが、人員の面においてはどのような変更になるのだろうか。

青少年課長 青少年課については、そのままの人員がこども部の方へ移行するというのを考えている。

宮崎委員 そのまま移行するという。今、資料を手元にいただいて、こども部の中に現在3つある課が4つになるということであるか。そして4つ目の青少年課は、特に人員の減少は無いという理解でよろしいか。課を移すことだけだということになるのか。そういう理解でいいか。

青少年課長 このプロジェクトの中の考え方としては、前に青少年課で持っていたこどもみらい課の所管している子ども会館及び子どもの家についての事項を、青少年課の方に一旦戻して、青少年課をこども部の中に位置づけようと考えている。その部分についての人員の移動は必要だと思う。

宮崎委員 青少年課をそのままこども部に移管するという、これはどういう意味になるのだろうか。

青少年課長 「青少年課」は、今は生涯学習部に位置づけられているが、こども部の「こどもみらい課」「保育課」「こども相談課」の方に移管をしてこども部として仕事をするということになる。

宮崎委員 こども部の方は課が4つになる。そして、生涯学習部の青少年課が消えるとい

うことになるということか。そういうことで人員の増減はないということか。

教育総務部長 青少年課の業務が市長部局のこども部の方に移るということで、こども部の方での組織・形態はどうかということであるが、この部分については、今青少年課長が答えたように、青少年課が一つ増えて、内部の業務分担に子ども会館及び子どもの家を加えて一つの課にするという案もあるが、もう一つ、こどもみらい課という課名を変更して、事務分掌的にはここのところにあるように、実際の業務量という中では、子どもの家についての業務等が非常に重いということがある。こどもみらい課の名称を変更して一つの課にまとめるということも機構改革の一つの庁内全体での機構改革ということであるので、課の数をまた部の数をできるだけ増やさないというような原則もあるので、そのところは、今後の検討ということになる。

藤原委員長 一つ質問と感想を申し上げる。3頁の4その他(1)の中の青少年会館については、青少年教育施設として残すか青少年育成施設として残すかというところを、具体的にはどういうことなのか確認のために伺いたい。

青少年課長 青少年会館については、青少年の交流と活動の場ということで、青少年の健全育成を目的としての施設ということをやっているが、そこで行われている実施事業については、生涯学習というような青少年教育的な面も持っているのもので、教育委員会の青少年教育については、教育委員会の所管事務にもなっており、それをそのままこども部のほうに引き継いで、青少年教育をやっていただくということであれば、それなりに補助執行という手続が必要だと考えている。更に検討を要する問題かと思っている。

藤原委員長 育成施設というのは、具体的にはどういう施設か。

青少年課長 青少年会館の設置目的として、青少年の健全育成を図るという目的があり、そういう意味でいえば育成施設であるといえるかと思う、そういった面を強調してとらえるか、青少年教育施設としてとらえるかということかと思うので、それをまたこれから協議をしたいと思っている。

生涯学習部長 付け加えると、青少年教育というのは教育委員会の選任の固有の事務である。ですから、青少年教育というのは教育委員会の権限の中で行われるものであって、市長の権限で行われるものではない。ただ、お手元の資料で青少年課のところの事務の分掌を見てみると、青少年教育という、そういう言葉は使われていない。全て青少年の健全育成になっている。そういったことでは、青少年会館も青少年の健全育成を目的として館を運営してきたものであり、健全育成という言葉にずっと引っ張られると、それは市長でもできることであり、市長の権限でできることと解釈ができる。青少年教育という言葉を使うと、市長の権限ではできないことである。もし、市長の権限の元でやることだとすれば、ここに書いてあるように、教育委員会の固有の事務であるから、市長に対して事務補助執行をさせるという手続をとらなければならない。そこで、遡って青

少年会館は、青少年の健全育成の施設で、青少年の教育施設ではなかったのかという論議がこのプロジェクトの中にあっただと思う。このプロジェクトには課長級の組織であり、私たちは入っていなかったわけだが、詳細な検討の経過はわからないが、恐らくそういった問題があったと思う。このプロジェクトの報告を私は受けて、そういった論議も恐らくあったと思っている。最終的には青少年教育の目的は、青少年の健全育成だということにあれば、青少年健全育成という要望の背景には、青少年教育というのが基礎にはあるはずである。そういった意味でこの青少年会館のこの課題についてはもう一度整理をしていかなければならない。基本的には、これまでの青少年会館の行ってきた事業を含めて、過去において青少年課は青少年会館で青少年教育をやっていなかったのかというと、そうではなかったわけで、やはり法に基づいて青少年の教育という事務を担当してやってきているわけで、ただ、事務分掌では青少年教育の目的として、青少年の健全育成が目的であるために、こういった文章表現になっているのだが、そういった認識を待たなければならないのだと判断している。青少年会館は当然明らかに教育カリキュラムとしてみられる講座ばかりではなく、そういった二面性を持っているが、基本的なその視点というのは青少年教育のために、青少年の健全育成を目指した、いろいろな講座をやってきた施設であると認識して、もう少し整理していきたいと思っている。

仲村委員 今のことに絡んでだが、教育適性といわれても、どちらがどちらかということがわからない。オーバーラップしている部分もあるし、この2つを合わせた上位概念というものは無いのだろうか。教育と育成の更に上位概念というのは、それであればそれで済むことではないかと思うが。私は思いつかないのだが。

生涯学習部長 私もとっさのことで思いつかないが、今私に限っての発言だが、教育の目的は何かと問われたら、それは学校教育であれ、社会教育であれ、青少年教育であれ、この社会の構成員の一員となるべき立派な人格を備えた人間形成、つまり健全育成を目的としたものになるのではないかというところでしかまだ考えていない。

仲村委員 それを全部ひっくるめればいいのではないか。その中に教育が当然入っているだろう。

藤原委員長 ではそれは今後の課題にとして願います。それから、平成21年度に協議をする事項として、青少年健全育成街頭キャンペーンを実施するということがある。これは私も参加したことがあるが、他市からしても、とても珍しい形態で、大船と鎌倉の駅前で、合計400人位の、多いときは市民の方、お子さん方が参加して実施しているキャンペーンである。他市と違うところは、健全育成の子どもたち本人が自ら街頭に立っているということと、市民の方が一体となって青少年の健全育成に取り組んで下さっているというところが、本当に鎌倉市では誇れる事業と思う。またもう一つは、鎌倉市の私学の生徒さんも多く参加して下さっているというところが他市に無い特徴として挙げられる。ここで、私が今までずっと感じてきたことであるが、鎌倉市の子どもたち、鎌倉市に係る子どもたちが一堂に会っていてキャンペーンだけで終わらせてしまうの

は、本当にもったいないと思う。自分たちの問題である以上、青少年が自分たちのこととして何かかわって、そして協議する。そういう場があればせっかく参加して下さる子どもたちのまた一つ意識改革というのもできるし、積極的に社会に参加したり、行政に参加したりする意識を持っていただけたらと思う。ですから、平成21年度に協議するという中に青少年自身が何か参加して何か自分たちの問題として解決をしたり、参加できるような場を設けていただきたいと思います。それは、大人が考えるだけではなくて、子どもたち自ら集まってきた子どもたちに考えてもらうという場を是非設けていただきたいと思います。

(報告事項は了承された)

(3) 行事予定 (平成20年10月10日～11月9日)

行事予定報告に対する質問・意見 な し

(行事予定報告はそれぞれ了承された。)

<日程第2 議案第20号>

鎌倉市社会教育委員の委嘱について

藤原委員長 日程第2 議案第20号「鎌倉市社会教育委員の委嘱について」を上程する。
議案の説明をお願いします。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 社会教育委員は、社会教育法及び鎌倉市社会教育委員条例に基づき、10人の委員で構成されている。委員については、「学校教育の関係者」、「社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」の中から選出している。現在の委員の任期が、平成20年10月31日で満了となるため、学校教育関係団体及び社会教育関係団体に委員候補者の推薦依頼を、また学識経験者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者の委員候補者に就任をお願いし、同意が得られましたので、「委嘱者名簿」のとおり、門河通憲氏外9名を委嘱しようとするものである。なお、委員の任期は、平成20年11月1日から平成22年10月31日までの2年間となる。

質問・意見 な し

(議案第20号は原案のとおり可決された)

<日程第3 議案第21号>

鎌倉市教育委員会教育長の任命について

藤原委員長 日程第3 議案第21号「鎌倉市教育委員会教育長の任命について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長 本件は、現教育長の任期が、平成20年10月13日で満了することに伴い、次期教育長を任命しようとするものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定に基づき、教育長は、委員長を除く4名の委員の中から任命していただくことになる。任期は、平成20年10月14日から、任命された委員の教育委員としての任期の末日までとなる。なお、議決の際には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥規定により、対象となる委員には退席いただくこととなるので、よろしくをお願いします。

質問・意見

(委員長が選任の方法は指名推薦することについて出席委員に諮り、異議なく了承された。)

(熊代委員が指名され、除斥規定により退席するため、いったん休憩とした。)

(再開)

(委員長が熊代委員を教育長に任命することについて出席委員に諮り、異議なく任命された。)

(除斥規定により退席していた熊代委員が着席するため、いったん休憩とした。)

(再開)

(委員長が熊代委員を鎌倉市教育委員会教育長に任命されたことを伝えた。)

藤原委員長 本日の日程は、すべて終了した。10月定例会を閉会する。